

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,204億円、水産業関係で1兆2,637億円、合計で2兆3,841億円の被害が発生。これは、阪神・淡路大震災の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

農林業関係被害

農地（2.5万ha）	4,006億円
農業用施設等（17,906箇所） （水路、揚水機、集落排水施設等）	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,204億円

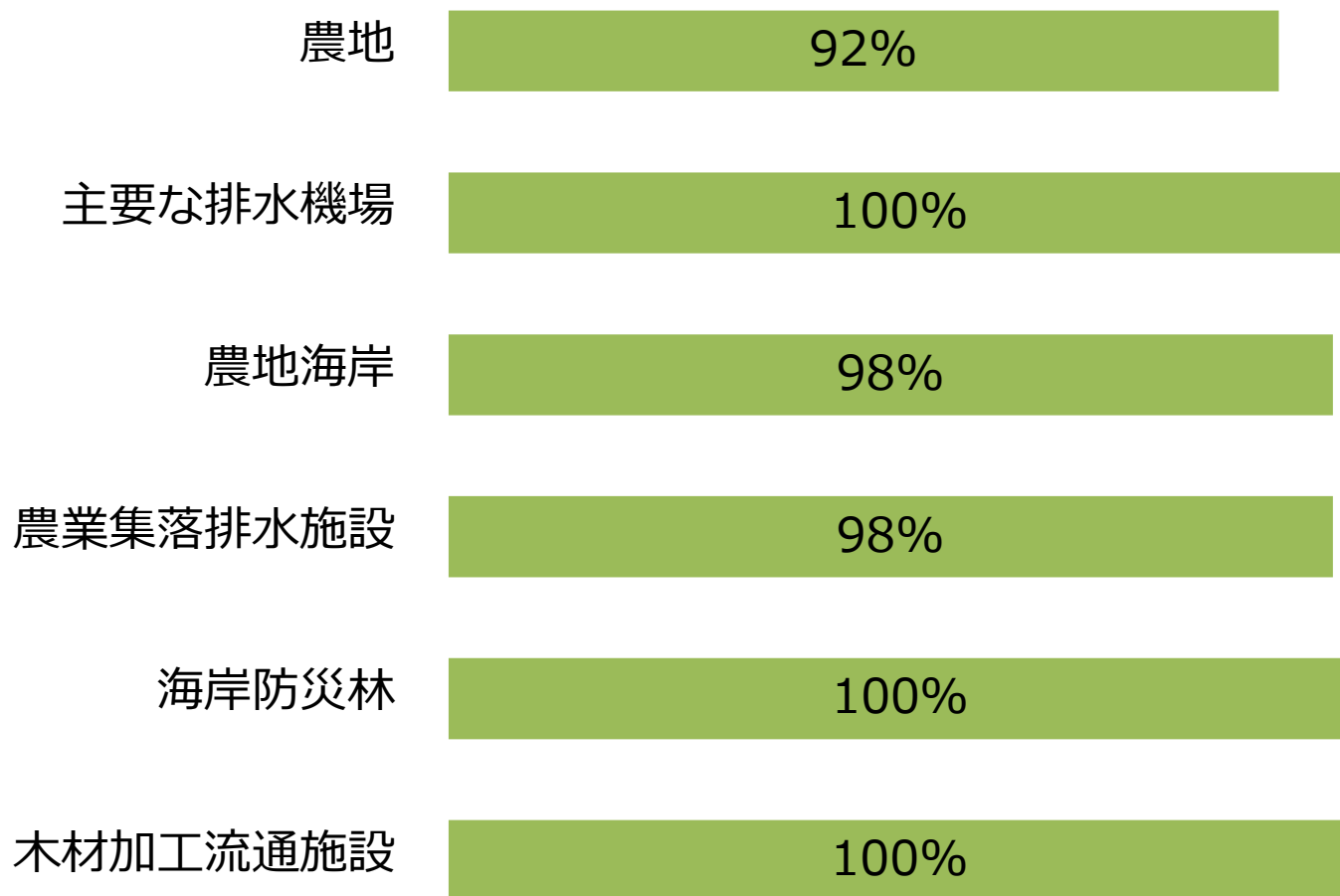
- 注：1 平成24年7月5日現在
2 被害額には、原子力災害による額は含まれていない。

水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養殖物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

- 注：1 平成24年7月5日現在
2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）
3 漁港施設は、7道県約4割で被害（岩手、宮城、福島ではほぼ全てで被害）
4 その他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①



農地の復旧事例（仙台市）



(提供：国土地理院)



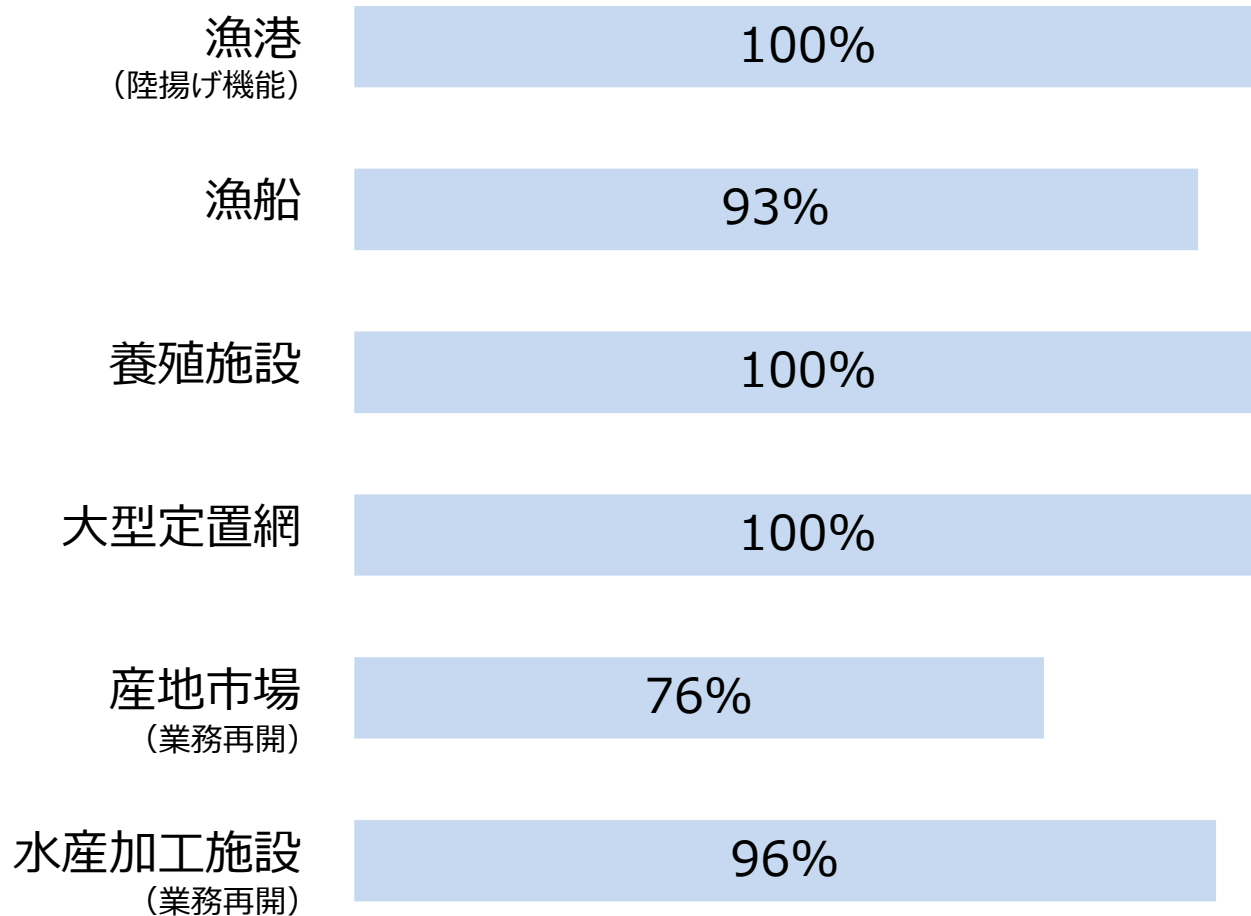
(提供：仙台市)

排水機場の復旧事例（仙台東地区）



- 注：1 令和元年5月末現在。
2 農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,800haに対するもの。
（岩手県100%、宮城県99%、福島県67%）
3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
4 農地海岸は、復旧が必要な125地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む）。
7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②



岸壁の復旧事例（松川浦漁港）

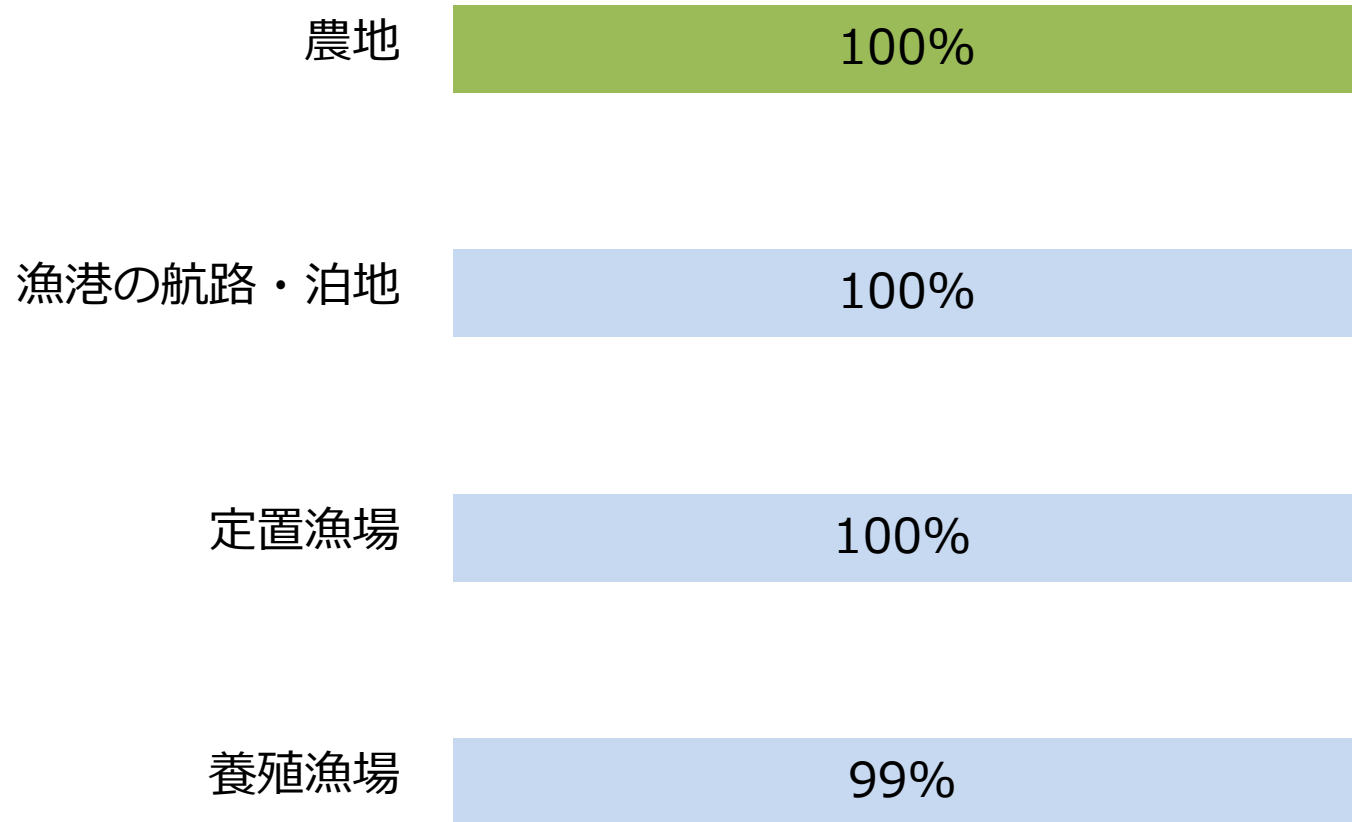


水産加工施設の復旧事例（陸前高田市）



- 注：1 漁船については平成31年3月末現在、産地市場については令和元年5月末現在、水産加工施設については平成31年1月末現在。
2 漁港は、被災した319漁港に対するもの(全て回復285漁港、部分的回復34漁港)。
3 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
4 養殖施設は、再開を目指す68,893施設(岩手県17,480施設、宮城県51,413施設)に対するもの。
5 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。
6 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
7 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する785施設に対するもの。

がれきの処理状況（農林水産省関係）



農地のがれき撤去事例（岩手県小友地区）



養殖漁場の復旧事例（気仙沼・南三陸地区）

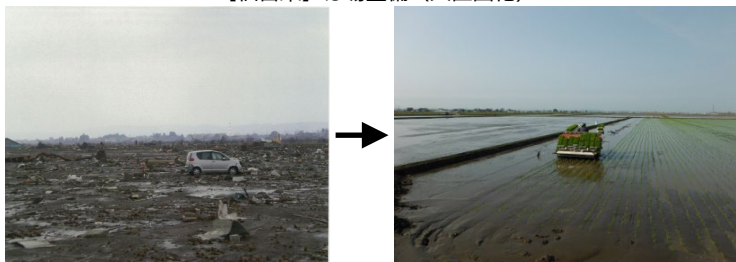


- 注：1 令和元年5月末現在。
- 2 農地は、岩手・宮城・福島（避難指示区域を除く）の19,300haに対するもの。
- 3 漁港の航路・泊地は、がれき撤去が必要な232漁港に対するもの。
- 4 定置漁場は、漁業活動に支障のある988箇所に対するもの（再流入箇所を含む）。
- 5 養殖漁場は、漁業活動に支障のある1,135箇所に対するもの（再流入箇所を含む）。

農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。

【仙台東】ほ場整備（大区画化）



※大区画化したほ場での営農状況

【名取川】閘上排水機場



※損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

海岸堤防の復旧状況

【仙台東】大堀排水路



津波で損壊した排水路の復旧状況

凡 例	
	直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
	直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)
	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
	福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

※⑫南相馬及び⑬請戸川は避難指示区域内

農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積 (ha)

県名	大区画化に取り組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,500	6,430	5,610
福島県	1,690	1,450	1,190
計	8,240	7,930	6,810

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。(平成31年3月末現在)

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場(大曲地区(宮城県東松島市))



整備前



整備後

(提供:国土地理院)

事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(福島県南相馬市))大区画化整備図

原町東地区(地区面積：503ha)は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場を大区画化(10~30a→標準区画1.2ha)する計画。



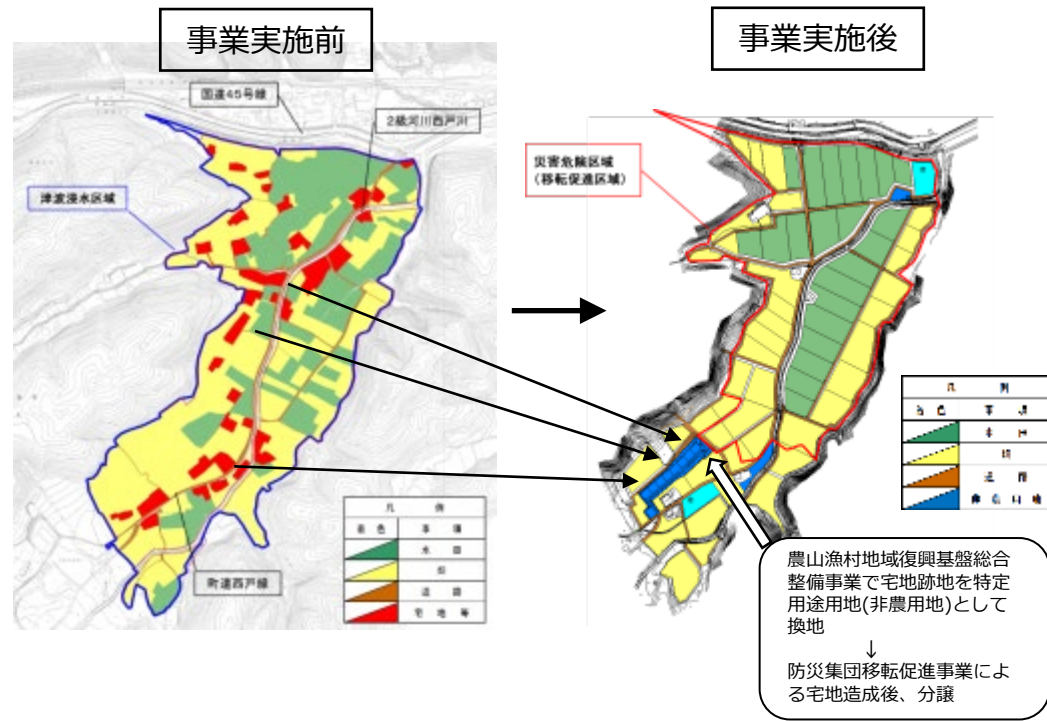
※津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」(南相馬市、平成25年3月発行)による。



農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を10市町15地区で進めている。（令和元年5月末現在）

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）^{さいどがわ}では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。（平成25年度事業着手）



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区
	名取市	名取地区
福島県	岩沼市	岩沼地区
	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区、真野地区、八沢地区
2県	10市町	15地区